

# 福岡ナノテク NOW2010

## 《出展募集要項》

※出展に際しては、「募集要項」「出展に関する規約」をよくお読みの上、お申し込みください。

### ■日時

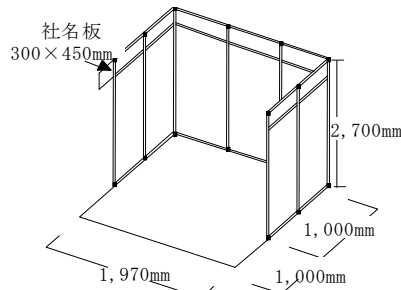
平成22年6月24日(木)～26日(土) 10時～17時(最終日は16時まで)  
(搬入 6月22日(火)～23(水) 9時～18時)

### ■場所

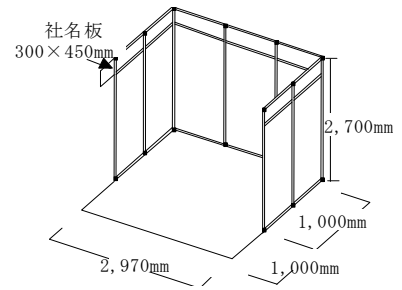
西日本総合展示場 新館(北九州市小倉北区浅野3-8-1)

### ■募集小間

- ・1小間(間口2.0m×奥行2.0m×高さ2.7mまたは間口3.0m×奥行2.0m×高さ2.7m)
- ※基本仕様(無料)として、突出しネームプレート、アームスポットライト2灯、机1本、折り畳みイス2脚、コンセント(1kw 100V)が含まれています。これ以外の備品や追加工事が必要な場合は、別途料金がかかります。



間口 2.0m



間口 3.0m

### ■出展料

無料

### ■募集対象

下記の二つの要件を満たすこと

- ・ナノテクに関する製品及び技術をお持ちの企業・研究機関等
- ・福岡ナノテク推進会議会員

### ■お申し込みの方法

- ・福岡ナノテク NOW2010 出展申込書に必要事項をご記入の上、郵送、FAX、e-mailでお申し込みください。
- ・申込書は FAX、e-mail 等による事務局からの送付のほか、ホームページからもダウンロードできます。(http://www.nano-fukuoka.jp)

### ■お申し込みに関する注意事項

- ・お申し込みいただいた時点で、出展者は募集要項、出展に関する規約に同意したものとします。
- ・主催者は《出展に関する規約》に従い、製品などが展示に適するか否かを決定する権利を持ちます。
- ・お申し込みが、予定を上回る場合、展示内容を考慮のうえ、出展をお断りする場合があります。
- ・会場内ゾーニング(導線・小間配置計画)は、ご出展物の状況を勘案したうえで、主催者が決定します。

### ■出展申込書のご記入上の注意

- ・《出展に関する規約》を必ずご覧のうえ、お申し込みください。

### ■備品等のお申し込み

- ・出展に要する備品の追加のお申し込みについては、出展決定後、事務局よりご案内をします。

# 福岡ナノテク NOW2010

## 《出展に関する規約》

### (出展物・出展内容)

1 次に該当するものは、出展を禁止します。

- (1) 麻薬などの法律により販売が禁止されている物
- (2) 引火性・爆発性または放射性危険物
- (3) 工業所有権・特許権・著作権など、他者の保有する権利を侵害するかその恐れがあるもの
- (4) 所轄行政庁より指示・勧告があったもの
- (5) 公序良俗に反するもの

2 上記1に該当したと主催者が判断した場合は、出展を規制・取消しいたします。

3 上記1に該当する以外のものでも、展示会の正常な運営に支障をきたす恐れがあると主催者が判断した場合は、出展を規制・取消しすることがあります。

4 上記1に該当する物・内容等を出展した場合は、主催者は出展者に対して当該規則に従うよう通知しますので、通知を受けた出展者は速やかに当該展示物の出展を取り止め、もしくは規制に従ってください。

5 上記4において、出展者が主催者の指示に従わない場合は、主催者は当該出展物の撤去その他然るべき措置をとることができます。その際の費用は出展者の負担とします。

6 上記3、4、5について、出展者は主催者に対し一切の責任追及を行わないものとします。

7 出展者は以上のことを予め了解の上、出展申し込みすることとし、主催者は将来この点についての異議を一切受け付けません。

### (展覧会開催の変更・中止)

1 主催者は、天変地異その他主催者の責めに帰しえない原因により、会期を変更・中止する場合があります。この場合、主催者はこれによって生じた出展者その他の者に損害を負いません。

### (その他の注意事項)

1 指定された場所以外での実演・装飾は認められません。

2 他の出展者の迷惑となる行為は禁止します。

3 試飲・試食を伴う出展は必ず主催者と協議を行い、許可された範囲内で行ってください。

4 ガス・固形燃料・炭などの使用、実演はできません。電気式の機器を使用される場合でも設置場所・使用方法により消防署その他からの各種指導がありますので、遵守してください。

5 装飾物の高さ制限は2.7メートル以下とします。ただし、主催者が許可した場合はこの限りではありません。

6 出展物、装飾その他に関して、主催者、会場、関係官庁等からの指導があった場合は遵守してください。

7 出展者は、自己の責任と費用において出展物等の搬出入、管理を行ってください。

8 搬出入、撤去の際に出た廃棄物等は、必ず持ち帰ってください。撤去後に小間内に残された物がある場合、主催者は任意に処分することができるものとします。

9 上記1~8その他に関して、主催者は任意かつ随時に出展物や装飾その他の改善、停止、移動、撤去、その他を出展者に要求、もしくは主催者自ら実施することができることとし、それにより生じた損害その他について主催者は一切の責任を免れることとします。また、その際に要した費用は出展者が負担するものとします。